

令和2年5月14日
18:30
相模原市発表資料

新型コロナウイルス感染症に係る39県の 緊急事態宣言の解除を踏まえた市長コメント

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けては、最前線で対応されている医療従事者をはじめ、感染予防に取り組まれている事業者や多くの市民の皆様へ深く感謝を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」については、本日、政府において、特定警戒都道府県以外の34県と、特定警戒都道府県のうち5県を合わせた39県の解除が決定されました。

一方、特定警戒都道府県のうち、東京都や神奈川県を含めた8都道府県については、緊急事態が維持されることとなります。

本市においては、市民の皆様のご理解、ご協力のもと、新たな感染者数は減少傾向にありますが、ここで気を緩めることで、さらに感染が拡大する恐れがあります。

このため、市民の皆様には、引き続き、感染症の予防対策を徹底いただくとともに、不要不急の外出の自粛や「3つの密」を避ける行動等をお願いいたします。

外出しないことが、最大の防御策です。命を守る行動を、お願いします。

市民一丸となりこの未曾有の難局を乗り越えるべく、本市といたしましても、医療体制の確保や経済・雇用対策など、今後も迅速に取り組んでまいります。

最後になりますが、感染された方の一日も早い回復をお祈りするとともに、その方やご家族等に対する人権と個人情報の保護にもご配慮をお願いいたします。

令和2年5月14日

相模原市長 本村 賢太郎

(問い合わせ先)
担当 緊急対策課
電話 042-707-7044